

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成25年2月21日(2013.2.21)

【公表番号】特表2012-514470(P2012-514470A)

【公表日】平成24年6月28日(2012.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2012-025

【出願番号】特願2011-545309(P2011-545309)

【国際特許分類】

A 2 3 D 9/02 (2006.01)

A 2 3 D 9/00 (2006.01)

【F I】

A 2 3 D 9/02

A 2 3 D 9/00

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月25日(2012.12.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カロテン含量を実質的に保持するパーム油精製プロセスであつて、

(i) 粗パーム油を分画して液体画分及び固体部分を形成する工程；

(ii) 前記液体画分を前記固体部分から分離する工程；

(iii) 前記液体画分を脱ガムする工程；

(iv) 前記脱ガムされた液体画分を中和して遊離脂肪酸及び不純物を実質的に除去する工程；

(v) 前記中和工程で生じたセッケンを洗い流す工程；及び

(vi) 工程(v)の中和された産物を脱臭してそこに含まれる残留遊離脂肪酸及びその他の不純物を除去することで、遊離脂肪酸を0.1%未満含有し、カロテン含量保持率が75%であり、ヨウ素価が60未満であり、過酸化物価がゼロである精製パーム油を形成する工程

を含む、プロセス。

【請求項2】

前記分画工程が、前記パーム油を一定に均質化攪拌しながら70℃に15分間加熱すること及びその後前記パーム油を19℃に冷却することで前記油の前記固体部分(すなわちステアリン)を前記液体画分(すなわちオレイン)から分離することを含む、請求項1に記載のプロセス。

【請求項3】

前記中和工程が85℃未満の温度で行われる、請求項1に記載のプロセス。

【請求項4】

前記温度が65℃である、請求項3に記載のプロセス。

【請求項5】

前記脱臭工程が、真空容器中にて155℃～165℃で4.5時間～5.5時間行われる、請求項1に記載のプロセス。

【請求項6】

前記脱臭工程が真空容器中にて160℃にて5時間行われる、請求項5に記載のプロセス

。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に従って製造される、カロテン含量を実質的に保持している精製パーム油。

【請求項 8】

遊離脂肪酸を 0 . 1 % 未満含有する、請求項 7 に記載の精製パーム油。

【請求項 9】

カロテン含量保持率が 7 5 % である、請求項 7 に記載の精製パーム油。

【請求項 10】

ヨウ素価が 6 0 未満である、請求項 7 に記載の精製パーム油。

【請求項 11】

過酸化物価がゼロである、請求項 7 に記載の精製パーム油。